

議案第 56 号

箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 6 月 9 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の一部改正により、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年箱根町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 4 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。